

答 申 第 2 9 0 号
平成 2 1 年 2 月 9 日

千葉県教育委員会
委員長 天笠 茂 様

千葉県情報公開審査会
委員長 大田 洋介

異議申立てに対する決定について（答申）

平成 9 年 7 月 3 日付け教指第 7 5 号の 5 4 による下記の諮問について、別紙のとおり答申
します。

記

平成 9 年 4 月 1 7 日付けで異議申立人から提起された、平成 9 年 3 月 2 4 日付け教指第 1
2 0 0 号で行った公文書部分公開決定に係る異議申立てに対する決定について

第1 審査会の結論

千葉県教育委員会（以下「実施機関」という。）は、本件異議申立ての対象となった公文書の非公開とした情報を公開すべきである。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が平成9年3月24日付け教指第1200号で行った公文書部分公開決定（以下「本件決定」という。）の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 教頭職は実施機関が任命するものであり、実施機関は教頭会の母体のような位置付けである。
- (2) 実施機関は、当該公文書を公開すると「事務事業の関係者との信頼関係が損なわれる」と主張するが、実施機関と教頭会の質的關係を見れば、その主張は理解し難い。
- (3) 実施機関は、「信頼関係が損なわれる」と主張するならば、どのような信頼関係が、どのように損なわれるのかを具体的に説明しなければならない。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

1 対象公文書について

本件決定で部分公開とした公文書は、実施機関が後援を承認した「平成8年度千葉県高等学校教頭会（全日制）春季総会並びに研究協議会」（以下「本件行事」という。）について、当該行事を開催した千葉県高等学校教頭会（以下「教頭会」という。）から提出された事業実施報告書（以下「本件公文書」という。）である。

本件公文書は、実施機関の定めた行事の共催及び後援に関する規程（昭和58年1月1日施行。以下「後援に関する規程」という）に基づき実施機関が後援した本件行事に関し、同規程第5条の規定により、実施機関が教頭会に提出を求めたものである。

2 教頭会について

教頭会は、千葉県下の公立高等学校教頭（全日制）及び私立高等学校教頭等を会員として組織され、本県における高等学校教育の振興発展を期すとともに、会員相互の親睦を図ることを目的とし、高等学校教育に関する研究調査、高等学校経営に関する研究協議、高等学校教育に関する講演会、講習会、研究会等の企画立案及び運営を行うほか、高等学校教育に関する諮問の答申や意見の上申など幅広い活動を行っている団体である。

また、教頭会は、法人格を有しないが会則を有し、代表者の定めのある団体（いわ

ゆる権利能力なき社団)であり、実施機関から独立した研究及び研修のための団体である。

2 非公開の理由について

- (1) 実施機関は、本件公文書のうち本件行事に係る収支決算書に記録された収入総額、支出総額、収支残高及び収入・支出の表中の決算額（以下「収入総額等」という。）の部分について、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）による廃止前の千葉県公文書公開条例（昭和63年千葉県条例第3号。以下「旧条例」という。）第11条第8号に該当するので非公開とした。
- (2) 本件公文書は、公にすることを前提として報告を求めたものではなく、本件公文書を公開した場合には、実施機関が外部に対し本件公文書を公開しないであろうという教頭会の信頼に反し、実施機関と教頭会との信頼関係が損なわれると認められる。
- (3) 本件公文書は、教頭会の内部監査等に使用する目的で作成された書類であり、非公開とした収入総額等には、会員の個人負担金等も含まれているため、教頭会自身が経理状況の第三者への公開を望んでいない状況にあり、そのためいっそう実施機関と教頭会との信頼関係を損なう危険性が大きいと判断される。
- (4) 以上により、本件公文書は旧条例第11条第8号に該当する部分があるため、その一部を公開しないこととしたものである。

第4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件公文書をもとに審査した結果、以下のように判断する。

1 本件異議申立てについて

異議申立人は、平成9年3月7日付けで「千葉県高等学校教頭会春季総会並びに研究協議会の後援に関する『後援行事实施報告書』及び上総会並びに協議会に提出された全ての資料（本年度分）」について公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

これに対し、実施機関が本件決定を行ったところ、平成9年4月17日付けで異議申立てがされたものである。

2 本件公文書について

本件公文書は、実施機関の定めた後援に関する規程に基づき実施機関が後援した本件行事に関し、同規程第5条の規定により、実施機関が教頭会に提出を求め、その求めに応じて教頭会が提出した文書であり、同規程第2号様式による後援行事实施報告書並びにその別紙として添付された本件行事の概要及び本件行事の収支決算書により構成されている。

実施機関が本件決定で非公開とした情報は、本件公文書のうち本件行事の収支決算書に記録された収入総額等であるので、当該情報の旧条例第11条第8号該当性について、以下検討する。

3 旧条例第11条第8号該当性について

- (1) 旧条例第11条第8号は、実施機関が行う事務事業に関する情報であって、当該事務事業の性質上、公開することにより、実施機関と関係者との信頼関係が損なわれると認められるもの、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の実施の目的

が失われるおそれがあるもの又は当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の公正若しくは円滑な執行に著しい支障が生ずると認められるものについて、公開しないことができると規定している。

- (2) 実施機関は、本件公文書は公にすることを前提として報告を求めたものではなく、本件公文書を公開した場合には、実施機関が外部に対し本件公文書を公開しないであろうという教頭会の信頼に反し、実施機関と教頭会との信頼関係が損なわれると説明する。
- (3) また、実施機関は、教頭会自身が経理状況の第三者への公開を望んでいない状況にあり、そのためいっそう実施機関と教頭会との信頼関係を損なう危険性が大きいと説明する。
- (4) しかし、旧条例第11条第8号の「関係者との信頼関係が損なわれる」場合とは、公にしないことを条件に任意に第三者から提供された情報を公開することにより、県と第三者との間における信頼関係が損なわれ信義則に反するなど、非公開とすることに合理的な理由がある場合をいうものであり、実施機関に行事の後援の申請をした教頭会が、実施機関の定めた後援に関する規程に基づき当該行事の実施状況を報告した本件公文書を公開することが、このような場合に該当するとは認められない。
- (5) 以上のとおり、実施機関の説明は合理性を欠いており、実施機関が非公開とした収入総額等の情報を旧条例第11条第8号に該当すると認めることはできない。

4 結論

以上のとおり、実施機関が非公開とした情報は、旧条例第11条第8号に該当しないので公開すべきである。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
9. 7. 3	諮問書の受理
9. 12. 3	実施機関の理由説明書の受理
10. 3. 25	審議
12. 12. 22	審議 実施機関から非公開理由の聴取
20. 12. 16	審議 実施機関から非公開理由の聴取
21. 1. 27	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会

氏 名	職 業 等	備 考
大 田 洋 介	城西国際大学非常勤講師	部会長
大 友 道 明	弁護士	
瀧 上 信 光	千葉商科大学政策情報学部長	部会長職務代理者
横 山 清 美	環境パートナーシップちばアドバイザー	

(五十音順：平成21年1月27日現在)